

論 文

大学一般教育研究会における全国的組織化に関する考察（その3）

——「全国集会」開催要求——

志津木 敬

はじめに

「大学一般教育研究会全国連合会」の表向きの事務局であった大学基準協会が行った正式な発足に向けた活動は、一九五九年一〇月には立ち消えになった。

その直後でもある一九五九年二月一八日に開催された大学基準協会第一回基準委員会議事抄録には、「国立大学協会第十九回総会討議で一般教育のあり方が問題とされている」という記録が存在する。^①国立大学協会第十九回総会において設置された国立大学協会一般教育に関する特別委員会は、二年余りの審議期間を通じて報告書『大学における一般教育について』を公刊したが、同報告書には「継続的な研修集会の実施」も取り上げられていた。後述する「継続的な研修集会の実施」の一つである「(全国的)」とは、「大学一般教育十周年記念全国集会」以来、課題であった「全国集会」開催要求であった。^②

「全国集会」開催要求は、中国・四国地区大学一般教育研究会と東北・北海道地区大学一般教育研究会の両地区研究会において展開され

た。しかし本論文では、紙幅の関係もあり、中国・四国地区大学一般教育研究会における動向を中心にして取り上げた上で、考察を試みる。

その理由に関しては、中国・四国地区大学一般教育研究会会長、広島大学学長・森戸辰男に対して「大学一般教育研究会全国連合会」会長就任要請を受けた経緯が挙げられる。^③しかし中国・四国地区大学一般教育研究会における動向は、次の観点も指摘できる。

①東北・北海道地区大学一般教育研究会における動向が一九六三年度に終わったのに対して、中国・四国地区大学一般教育研究会における動向は一九六四年度まで継続し、かつ文部省その他への要望事項として提出されたこと、②①の結果、大学基準協会、国立大学協会、中国・四国地区国立大学学長会議、民主教育協会などの関連諸団体の動向、ひいては中央教育審議会答申や大学設置審議会大学基準等研究協議会答申などにおける政策的動向との関連性が認められること、③「全国集会」の不成立が「大学一般教育研究会全国連合会」の立ち消えと同一線上に位置づけられ、ひいては大学一般教育研究会における全国的組織化に関する考察が導き出せること、である。

1. 「継続的な研修集会」の実施

(1) 背景

国立大学協会一般教育に関する特別委員会による報告書『大学における一般教育について』は、一九六二年三月に公刊された。このうち、「全国集会」開催要求に関連する箇所は、「6. 一般教育に関する報告の帰結と要望」における「継続的な研修集会（大学毎・地域的・全国的、または総合コース・各系列・科目別などに区別して）を実施する」が該当する。⁽⁴⁾

中国・四国地区大学一般教育研究会第9回研究協議会は、一九六一年一月一五日から一月一六日にかけて山口大学において開催されたが、第二十四回国立大学協会総会直前の開催でもあった。森戸辰男はこれに出席し、いろいろな機関において一般教育が今どういふふうを考えているのかを披露しながら参加者の意見を聞く形式の講演を行っている。

後述するように、同総会では、「全国集会」開催要求に関する要望書提出が議決された。⁽⁵⁾

「大学一般教育研究会設立趣意書」にもうかがえるように、大学一般教育研究会には、問題によっては政府当局に要請すべく総会における議決権、及び要望書提出機能が与えられていた。大学一般教育研究会地区研究会から提出された要望書に関しては、一九五六年二月七日から二月九日にかけて群馬大学において開催された文部省主催「大学一般教育研究会」にて講師側から大学課に報告され、それが

それぞれの委員会にかけられるという説明が行われている。⁽⁶⁾ 大学一般教育研究会は、国・公・私立大学、四年制・短期大学を包摂する研究協議会としての設立、結成は、大学政策の一環でもあった。⁽⁷⁾

一九六一年度には、七月一〇日に中央教育審議会答申『大学教育の改善について』の中間報告が発表され、「II、教授内容及び教育方法」では、「高等教育機関における教育課程および教授方法の研究は、学校管理、学生補導の研究と同様に充分行われていない」ことが指摘されていた。⁽⁸⁾ その意味では、同報告書における「継続的な研修集会の実施」は、国立大学協会一般教育に関する特別委員会委員長であった森戸辰男が中央教育審議会第一五委員会主査、国立大学協会副会長の要職と共に、一九五三年度の結成以来、中国・四国地区大学一般教育研究会会長であり、かつ要望書事項にも影響力をもっていたことも見逃せなかった。

大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関する森戸辰男の最初の発言は、一九五六年九月八日に愛媛大学において開催された中国・四国地区大学一般教育研究会第四回研究協議会一般共通問題における会長発言であった。しかし森戸辰男の会長発言は、異なった条件の下において研究協議が行われる大学一般教育研究会の場合、全国的組織化は一つの結論への集約が生じた場合において要望事項になり得るというものであった。⁽⁹⁾

既に述べてきたように、各大学における一般教育研究委員会は、コースプランや教授法、学習指導などの研究に止まらず、一般教育担当教官の問題から財政問題まで及び、大学一般教育研究会地区研究会には、

地域版一般教育研究委員会、各大学における一般教育研究委員会を横につなぐ全国的組織という説明も存在する。

中国・四国地区大学一般教育研究会が第9回研究協議会以降、「全国集会」開催要求を提出した理由は、次の三点が挙げられる。

第一に、第7回東北・北海道地区大学一般教育研究会では、関東地区大学一般教育研究会副委員長、慶応義塾大学・金沢壽吉が総会講演「一般教育の振興に就て」において連合の研究会ができる」と文部省でも相当力を入れることはわかっていると述べていた。¹⁰ 事実、文部省大学学術局大学課長・春山順之輔が臨席した一九六〇年九月二十七日から九月二十八日にかけて帯広畜産大学において開催された第10回東北・北海道地区大学一般教育研究会では、全体会議において、北海道学芸大学旭川分校・奥田五郎による提案「一般教育研究会の全国的組織について」と帯広畜産大学・大杉栄一による調査報告「東北・北海道地区大学一般教育実態調査」が行われている。¹¹ 後者は、翌一九六一年度に公刊された大杉栄一著『東北・北海道地区大学一般教育実態調査報告書』I・IIの土台になった調査報告でもあったが、同報告書は春山順之輔の支援の下で行われている。

しかし文部省大学学術局大学課長は一九六一年四月、村山松雄が就任する。村山松雄が就任した一九六一年度には、一九六一年七月六日から七月七日にかけて日本工業教育協会第9年次大会が東北大学記念講堂において開催された。同大会の二日目の最後には、学生増募対策に関する議決文が作成、承認されている。¹²

日本工業教育協会第9年次大会における学生増募対策に関する議決

文が作成、議決される直前の七月四日には、一九六二年度以降の大学設置認可基準の緩和が実施された。

大学設置認可基準の緩和は、新たに大学、学部をつくる場合は開設年次は必要とされる二五%あればよく、完成年度までに二五%ずつ整備すればよいという条件の下で実施された。それは、開設年次に一年から四年までの施設、設備及び教員組織を備えなければならなかった従来の大学設立許可基準とは大幅に異なっていた。

以上のような概要で行われた大学設置認可基準の緩和は、科学技術庁長官・池田正之輔の勧告が影響していた。その関係もあり、一九六一年度には理工系学部・学科と一般教育担当者の間において一九六二年度以降の予算配分をめぐる陣取り合戦の様相を呈した。たとえば、一九六一年一月二日から一月三日にかけて鹿児島大学において開催された第10回九州地区大学一般教育研究協議会は、文部大臣宛に「科学技術教育に見合う一般教育の強化について善処かた要望の件」の提出を議決し、一月五日には大学基準協会会長が同要望書を文部大臣に提出している。¹³ 大学設置認可基準の緩和の主な対象は、私立大学であった。その意味では、一九六一年度は、前述した一つの結論への集約にされる状況が生じていたと言い得る年度でもあった。

第二に、（その1）において述べたように、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、独立性をもった支部である地区研究会の連絡協議会結成であった。連絡協議会には推進体が求められるが、一九六一年度以降、展開された「全国集会」開催要求は、国立大学協会が推進体となる形で進められた。

国立大学協会では、一九五五年二月二日に開催された国立大学協会役員会における「教養部長の法制化」に象徴される一般教育担当部局官制化を要請する一方、一九五七年九月一九日に開催された国立大学協会役員会、及び第一常置委員会と第二常置委員会において調査活動研究を精力的に行っていた。国立大学協会一般教育研究に関する特別委員会は、一九五九年一月一三日に開催された国立大学協会第十九回総会において決定された。旧制医科系大学から出されていた要望事項や依頼事項に関する審議とお茶の水女子大学学長・蟬山政道を委員長とする第一常置委員会、千葉大学学長、及び新潟大学学長・小池敬事を委員長とする第二常置委員会が実施した各種アンケート調査の成果などを統合した上で設置された特別委員会でもあった。¹⁴⁾

国立大学協会一般教育に関する特別委員会は、一九五七年度に設置された各常置委員会横断型で構成される国立大学協会科学技術振興に関する連絡委員会に倣いつつ、臨時委員に在京の一般教育関係者を加えて設置された。国立大学における教養部制度化要求は、国立大学協会科学技術振興に関する連絡委員会の基調であった一般教養の重要性、及び一国文化における自然・社会・人文諸科学の調和ある発達の必要性と一九五三年度末以降の医学進学課程独立後の一般教育担当教官不足問題、双方の合流、結合の上に成立していた。いわゆる文理学部問題は、一連の経緯に加わったともいえる構図があった。

第三に、一九六〇年代はいわゆる第三次大学管理法の時期であったが、中央教育審議会第十六特別委員会は大学管理問題に関する問題点を中心に据えられた特別委員会であり、社会的にも注目された。¹⁵⁾ 大学

管理法廃案後の残された課題のなかには、一般教育と専門教育の関係を考え、一般教育部を学部並みの組織とすることも含まれていた。¹⁶⁾

一九五〇年度に文部省から通達された「一般教育の重要視について」にもうかがえるように、大学管理法には、各学部に通ずる一般教育を担当する機関は学部と看做すことという試案も存在する。これに関し、広島大学は一九五〇年四月二〇日まで、「一般教養を担当するため特別の組織を設けた大学においては、本法の適用については其の組織を学部と看做すことができること」という意見を提出していた。¹⁷⁾ 教養部設置は、一般教養担当の特別の大きい組織を設けた大学における現実的事情であった。

しかし前述した文理学部問題は、教育学部との提携関係解消問題でもあった。現実的事情においても、一般教養を担当するための特別の組織はこの時期、一大学に固有の事情ではなくなっていた。ちなみに、一九五三年六月二六日に開催された中央教育審議会第九回総会において審議された「大学管理法(案)」の原案には、国立大学協会が一九五三年四月六日に作成した「大学管理法要領(案)」が用いられている。¹⁸⁾

(2) 「第10回要望事項」

中国・四国地区大学一般教育研究会第9回研究協議会一般共通議題目における「全国集会」開催要求に関する協議は、島根大学文理学部提出「9.一般教育研究会のあり方」に基づいて行われた。¹⁹⁾

島根大学文理学部提出「9.一般教育研究会のあり方」は、総会に

において文部省主催による一般教育研究会議を開催されたいという要望としてとりまとめられた。しかし翌一九六二年一月一七日から一月一八日にかけて広島大学教養部において開催された中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会総会では、島根大学文学部部長・古川尚雄は、文部省大学学術局大学課に文部省主催による一般教育研究会議を要望し、村山松雄からそれはやはり国大協に音頭をとつて具体的な提案をしたらよいといわれ、文学部部長会議ではこれをつてみようと思うに至った後日談を披露している。²⁰⁾

中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会における「全国集会」に関する協議は、一般共通題目において行われ、島根大学文学部から提出された議題「一般教育研究会の組織拡大について」が広島大学から提出された議題「他地区の大学の一般教育研究会との連携について」と共に協議に付される形で行われた。

一般共通題目議題における協議は、翌一月一八日に開催された総会において取り上げられ、文部省主催による一般教育担当会議はちよつと無理なように察せされるとしつ、国大協あたりに考えてもらうとした上で、中国・四国地区大学一般教育研究会第八回研究協議会までの要望事項と第9回研究協議会から行われるようになった分科会における要望事項と総合する形で議決された。

このうち、一般教育担当者の連絡協議会開催は、一九六〇年六月一六日に開催された国立大学協会第一常置委員会において既に取り上げられた議題であった。²¹⁾しかし次の二点も指摘される必要性が高い。

第一に、中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会が開催される直前である一九六二年一月一三日には国立大学協会第

二十六回役員会と文学部系大学学長において組織される14大学学長会議が、一九六二年一月一六日には国立大学協会第二十六回総会が、それぞれ開催されていた。

このうち、国立大学協会第二十六回役員会では、「かねてから一般教育を全体的に取り上げて欲しいという要望があったことに加えて日米合同科学会議の関係もあり、一般教育を全体的に採り上げて検討する必要性」が指摘された。²²⁾一九六二年度には、六月九日に神戸大学六甲学舎において森戸辰男を招聘した「一般教育に関する講演会」が開催されていた。同講演において、森戸辰男は、日米教育文化会議の当面必要な状況のなかに一般教育の日米共同研究が取り上げられた理由の一つとして、総合科目の実行の困難さを伴うことから本家アメリカの一般教育の状況をよく調べるために一般教育を全体的に取り上げる必要性を述べている。²³⁾

第二に、日米教育文化会議は、一九六二年一月二五日から一月三一日まで外務省において開催された。森戸辰男は日本側議長を務め、最終日の一九六二年一月三一日には「文化及び教育の交流に関する第一回日米合同会議の最終コミニケ」が調印された。²⁴⁾

同コミニケでは、「Ⅲ優先的に措置を必要とする勧告」における「勧告第2」の両国にとり共通の関心の存する学術的及び非学術的問題として開催がいつそう奨励すべき二国間又は他国間におけるセミナーとして、日本研究、アメリカ研究、アジア研究などにおける特殊部門などと共に、大学における一般教育課程の問題も取り上げられていた。

「人物の交流」は日米教育文化会議においては第二議題として取り扱われたが、日本側は長々と現状を述べ、結論として、文部省の在外研究委員制度が一般教育関係者を冷遇していることなどを提案している。²⁵⁾これに関しても、中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会協議(一般共通問題)の議題の4にて広島大学から提出された「在外研究員制度の復活について」は、総会において議決事項として取り扱われていた。²⁶⁾ちなみに、中国・四国地区大学一般教育研究協議会第10回研究協議会は、東京女子大学・玉虫文一のほか、国立大学協会一般教育に関する特別委員会臨時委員、日米教育文化会議にも縁の深い東京大学・前田陽一を総会講演講師に迎え、民主教育協会中国支部との共催として開催されている。²⁷⁾

中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会における要望は、森戸辰男を中心とする広島大学側でまとめられ、翌一九六二年一月二五日に中国・四国地区大学一般教育研究会会長名義で大学基準協会会長、上智大学学長・大泉孝に提出された。

一九六三年一月二九日に開催された大学基準協会第三十三回理事会では、中国・四国地区大学一般教育研究会からの要望事項はその実現方を文部省宛に申し入れることが決定された。²⁸⁾翌日である一九六三年一月三〇日には中央教育審議会会長から「大学教育の改善について」が答申され、一九六三年三月三十一日の国立学校設置法一部改正によって国立大学における教養部制度化要求が実現した。

中国・四国地区大学一般教育研究会会長から提出された要望事項は、第9回研究協議会までの要望事項を総合した計六項目と第10回研

究協議会総会、及び分科会における要望事項に及んでいた。このうち、第10回研究協議会総会の要望事項は、以下のとおりである。²⁹⁾

『一般教育研究会を国立大学協会などの肝入りによつて、全国的に設け得るようにされたい。現在、各地区で一般教育研究協議会が開催されているが、他地区との連絡協議会は困難な状況にある。各地区の研究成果、または問題点などを、それぞれ持ち寄つて討議すれば、一層大きな成果をあげることができると信ずる。』

国立大学協会の提案にもあるように、教養課程を担当する部の独立しているところは、昭和三十八年度の四大学における「教養部」設置につづいて、できるだけ早く制度化に踏みきつてもらいたい。それによつて研究と実践の面における一層の充実と同時に、学生の補導と厚生に関して責任ある態勢の確立を期待することができると信ずる』

前述した件名「中国・四国地区大学一般教育研究会よりの要望事項実施方要望の件 標記の件に関して別紙の通りの要望書を文部次官宛てに提出してよろしゅう御座いますか」とされた決裁書は、昭和三八年二月一八日の起案である。

大学基準協会第三十三回理事会が開催された一九六三年一月二九日の前日である一九六三年一月二八日には、文部省大学学術局大学課が一九六三年一月一七日に起案し、一九六三年一月二三日に決裁した「国立大学教養部設置計画に関する書類の提出」が名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の各大学学長宛に一九六三年二月一五日を提出期限として文部省総務課から発送されていた。³⁰⁾しかしそれより以前の

一九六二年二月二〇日には「工（理工）学部」の改善充実について（通知）³¹が、一九六三年一月七日には「理学部の改善充実について（通知）」が、それぞれ大学学術局長から起案されており、一般教育関係の充実が要請されている。³¹

翌一九六三年度には、一九六三年四月二〇日に国立大学協会役員会が開催され、文部省大学学術局審議官に就任した村山松雄による「所轄事項に関する説明」が行われた。³²同説明では、教養部の見通しに関する質問が出たが、村山松雄は、「現時点では全大学に教養部を置くことがよいというものではない。定員、教官数等も基準は決まっていないが、専任教養担当教官が増えた時に初めて教養部となり得るものである。しかしこの定員増は簡単ではない」と返答している。「第10回要望事項」は、文部省、及び大蔵省の財政的措置と国立大学における教養部制度化要求の相違の克服をも示唆する要望書であった。

2. 研修機能を伴った研究組織

（1）中国・四国地区大学一般教育研究会評議会

中国・四国地区大学一般教育研究会における「全国集会」開催要求は、一九六三年四月の皇至道の広島大学学長就任、及び中国・四国地区大学一般教育研究会会長就任後も、引き続き行われた。

このうち、一九六四年一月一三日に広島大学教務部において開催された中国・四国地区大学一般教育研究会評議会では、前年の一九六三年十一月一四日から十一月一五日にかけて島根大学において開催され

た中国・四国地区大学一般教育研究会第11回研究協議会における結論を具体的に一歩進め、地区内を大学の単独あるいは集合した研究体制づくりの足かがかりをつくりたいという主旨に基づいて開催された。³³広島大学教養部長・羽白幸雄からも中国・四国地区における大学の単独あるいは集合した研究体制づくりの足かがかりの一つとして、広島大学における総合コースの構想が披露された。ちなみに、中国・四国地区大学一般教育研究会第11回研究協議会講演「一般教育の歴史的意義」の際、皇至道は、具体的な歴史的原型のないわが国では一般教育の独自の審査の方法があるべきであると結んでいる。³⁴

皇至道が当日、行った会長発言は次のようなものであった。³⁵

『皇 会長（広島大学学長）

実際問題として一般教養のよい方法を研究するため、学長会議で本年は特別委員会を設けて研究することになった。今回は熊本の学長が委員になつておられ、なかなか熱心であります。制度化の研究と具体的な内容の研究をやるうということになりました。文部省では一般教育がどのように行われるか。内容の以何によつては予算のことも考えてくれるのではなからうか。

大学では内容と制度問題を混同して考えている向きが多いのではなからうか。文部省が八つの大学を制度化することを考えているが、ある特定の基準があつてのことではなく、学生定員が1,000人以上の大学を独立させることを考えているのではなからうか。実際に学部が幾つあつたら独立させるといふのではない。長崎あたりが基準になつていないかと思う。

一般教育をどのようにしたら効果があがるかということについては、担当の先生方が研究をされているので、会長や学長はどうやら教育ができるかということをご提案するだけです。また、そのうちに具体案が出て来ることになりましょう。一般教育研究会をプロジェクト毎につくり、これを全国的なものにしたいと思えます。

皇 会長

現在までの中、四国地区大学一般教育研究会のあり方について

1. 全国的な会合を実施されたいと文部省に要求しているが、現実的にはなかなか実現されない。

2. 地区の研究委員会をつくってはどうか。委員会をつくれればしかななく各大学でもつくることになると思う。したがって、恒久的な地区委員会を組織して、文部省に予算の要求ができるのではないかと。

3. 教養部のないところは、文部省発令の主事をおいて責任体制を明らかにしてはどうか」

皇至道が行った会長発言のうち、学長会議に設けられた熊本の学長が委員の特別委員会とは、自身も委員であった第二次国立大学協会一般教育に関する特別委員会である。³⁶⁾ 同特別委員会は、一九六三年六月二〇日に開催された国立大学協会第二十九回役員会において取り上げられ、国立大学協会第二十九回総会において設置が決定されたが、中国・四国地区国立大学学長会議の提案によって設置された委員会でもあった。

以上のような措置もあり、翌一九六四年度を迎えるころには、文部

省の一般教育に対する考えかたも変わり、「全国集会」に関して五〇万円の予算をつけるようになり、研究機関の芽も出て入るところまで至った。

中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会は、一九六四年一月七日から一月八日にかけて高知大学において開催された。一般共通問題議題における「全国集会」に関する研究協議では、皇至道は、文部省の予算措置には研究施設も構想のなかに含まれていることを述べている。³⁷⁾

一九六五年度に東京大学に設置が予定されるとされた研究施設の構想は、教授一、助教一、助手一という陣容であり、研究と研修を兼ねるというものであった。研究施設において行われる研修はおおかりなものとするために、非常勤講師をたくさんとり、その予算も相当とるというものであった。非常勤講師をたくさんとる理由は、前の全国的な色々の研究体制と関連をもたせるためという想像であるとされていたが、東京大学に設置される研究施設は、一般教育三系列のほかに一部門とされているだけで具体的には公表されていない。

中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会総会における文部省その他への要望事項は、八項目の要望事項が提出されたが、「1、文部省内に大学一般教育担当官を指定されたい。2、国立施設のなかに大学一般教育に関する研究機関を設置されたい。3、大学一般教育研究会全国集会をぜひ実現されたい」も含まれていた。³⁸⁾

中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会に先立つ一九六四年一月二六日には、国立大学協会一般教育に関する特別委

員会が開催されていた。ここでは、文部省大学学術局大学課長・井内慶次郎から、一九六五年度予算要求のうち、特に、一般教育に関する、①教養部の設置、②一般教育研究施設の設置、③施設・設備の増額、④一般教育の学生経費の増額、⑤教養部における自然科学系に助手を配当する、⑥厚生補導教官（組担任教官）の調整額の積算、⑦その他一般教育教官の研究集会の事業費の要求などの諸事項に関する詳細な説明が行われている。¹⁰⁾

井内慶次郎における文部省大学学術局大学課長の就任は一九六三年四月であったが、井内慶次郎に関しては、中国・四国地区大学一般教育研究会第11回研究協議会一般共通議題問題には、次のような記録が存在する。¹¹⁾

『議 長

井内大学課長は、一般教育に関する学会はないが、物理や化学のように一般教育にも学会を作つてはどうかという話があつた。又旅費についても一般教育として考えてもよいということであつた。

一般教育研究会は、中、四国地区のほかにも九州地区にもあるが、個々の大学にも当たるだけ当たつて、資料を収集するということやつてゆきましょう。

広島大学（羽白部長）

井内大学課長は、広島出身で私の後輩になるので、私的考えようによつては半公式になるが学部長さん方と共に話す機会を設けたいと考えている

（全員お願いするの声あり）

大学一般教育研究会に関しては、一九六二年度までの段階で国立大学協会とは異なつて学会のような組織であるという見解も存在していた。¹¹⁾

しかしながら中国・四国地区大学一般教育研究会第11回研究協議会一般共通問題議題における記録からする限り、井内慶次郎の一般教育に関する学会に関する発言は、広島高等学校出身による広島大学関係者との縁の深さはもとより、前述した皇至道の見識と広島大学教養部におけるチューター制度などの実績との結合性が垣間見られる。¹²⁾

中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会一般共通問題議題における記録と総会における文部省その他の要望事項は、前述した国立大学協会一般教育に関する特別委員会報告書『大学における一般教育について』において述べられていた現場からの要望事項の発展と深化をうかがわせるものがあつた。

（2）答申「大学設置基準の改善要領について」

一般教育に関する学会構想にもうかがえるように、「全国集会」開催要求は、一九六四年度には予算的措置に止まらず、研修体制を含んだ研究施設の要求まで高められた。

しかし一九六五年九月九日から九月一〇日にかけて愛媛大学において開催された中国・四国地区大学一般教育研究会第13回研究協議会以降、「全国集会」に関連する研究協議の記録は見当たらず、文部省その他の要望事項のなかにも「全国集会」開催要求が提出されなくなった。¹³⁾

前述したように、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、独立性のある支部である地区研究会における連絡協議会の結

成であった。中国・四国地区大学一般教育研究会における「全国集会」開催要求の経緯の特徴は、国立大学協会一般教育に関する特別委員会、あるいは中国・四国地区国立大学学長会議などの推進体との連動性の上に成立していた。これは、大学一般教育研究会の基盤ともいえる各大学における一般教育研究会が学長の統括する全学的組織であったことが挙げられる。事実、中国・四国地区国立大学学長会議が一九六七年五月二六日に国立大学協会会長宛に提出した要望書の要望事項は「学生の課外活動のための施設に関する要望について」「大学附属図書館の急速な整備充実について」の要望であり、一般教育そのものに関する要望とも言い難い要望であった。⁴⁴⁾

実質的な推進体であった第二次国立大学協会一般教育に関する特別委員会は、一九六五年六月二四日に開催された国立大学協会第三十四回総会において大学基準全般にわたって検討する国立大学協会大学設置基準特別委員会に切り替えられた。⁴⁵⁾これは、第二次国立大学協会一般教育に関する特別委員会委員長であった熊本大学学長・本田弘人の退任以降、同特別委員会が休会状態になったためであった。

国立大学協会が大学設置基準特別委員会への切り替えを行った理由は、一九六五年三月三一日に大学設置審議会大学基準等研究協議会が行った「大学設置基準の改善要領について」の文部大臣への答申後、同研究協議会が解散したことに伴う一般教育特別委員会の拡充の観点であった。

同特別委員会の審議対象でもあった大学設置審議会大学基準等研究協議会答申「大学設置基準の改善要領について」は、一九四七年七月

八日に制定された大学基準協会「大学基準」の全面的な改訂を示唆した答申であったが、一九六七年度に実施が予定されていた大学設置基準の一部改正を念頭に上での答申でもあった。

周知のように、大学設置審議会答申「大学設置基準の改善要領について」は、当初の予定であった一九六七年度の即時実施が見送られた。同答申における即時実施の見送りに影響力を与えたのは、一般教育研究関係諸団体から提出された意見書であったが、国立大学協会大学設置基準特別委員会における同特別委員会の審議の集大成ともいえる一九六七年二月四日に提出した意見書は、即時停止の見送りに直接的な影響力を与えた。⁴⁶⁾

国立大学協会大学設置基準特別委員会における審議は、一九六七年六月二六日に開催された国立大学協会第39回総会において国立大学協会教養課程に関する特別委員会に継承された。しかし同委員会において審議された一般教育に関する専任教員をおくことなどや一般教育と専門教育の関係は、大学基準全般にわたる審議とも言い得る性質をもっていた。事実、国立大学協会教養課程に関する特別委員会が一九六九年一月二五日に提出した意見書は、「現行の大学設置基準の全面的な改訂が必要になるものとして、一般教育に関連ある設置基準の一部を、次の如く改訂するよう要望するものである」として大学設置審議会大学基準等研究協議会答申「大学設置基準の改善要領について」を全面的に支持する方向に転じた。⁴⁷⁾

もっとも、この間の一九六五年度から一九六六年度にかけて、北海道大学から九州大学にかけての各総合大学計一七名による文部省総合

研究予算「大学における一般教育の実施方法に関する総合的研究」が実施されていた。⁴⁸ 一九六七年度にしても、五月には東海・北陸地区国立大学学長会議が国立大学協会会長宛に「教養課程における助手定員の充実に関する要望書」を提出している。⁴⁹

周知のように、翌一九七〇年八月三一日に実施された自由化と称される省令大学設置基準の一部改正は、大学設置審議会大学基準等研究協議会答申「大学設置基準の改善要領について」を部分的に実施された一部改正でもあった。ちなみに、前述した国立大学協会教養課程に関する特別委員会が提出した意見書の直前である一九六九年八月七日には、議員立法「大学管理に関する臨時措置法」が五年以内限定という条件つきで交付され、八月一七日に施行されている。

「大学一般教育研究会設立趣意書」にもうかがえるように、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、現場から提出される要望事項に立脚した企画であり、ひいては大学自治に立脚した要望事項でもある。大学一般教育に関する研究機関にしても、ほぼ一九五〇年度の大学管理法試案に沿っていた。「全国集会」開催要求に関する中国・四国地区大学一般教育研究会における動向は一九六五年度まで行われ、一九六九年度には不成立に終わったといえる経緯をたどったといえる。

3. 考察

大学設置審議会答申「大学設置基準の改善について」は、一九五七

年度以来の大学設置審議会学部等設置基準協議会における研究成果に基づいた答申でもあった。しかし前述した一九六四年一月二六日に開催された国立大学協会一般教育に関する特別委員会における井内慶次郎が行った説明にもあったように、山形大学学長、及び東京家政学院大学学長・関口勲を主査とする大学設置基準一般教育部会における基本は、中教審答申、及び国大協の一般教育報告であった。⁵⁰

「大学設置基準の改善要領について」に関しては、基礎教育科目の性質と共に、教室内学習時間の比率の増加が争点になった。その意味では、大学設置審議会大学基準等研究協議会単位制度部会における研究協議による影響とも言い得る性質をもっている。

同単位制度部会主査は、明治大学総長・佐々木吉郎であった。佐々木吉郎は、一九六一年一月二七日から一月二八日にかけて山形大学において開催された第11回東北・北海道地区大学一般教育研究会にて「一般教育に関する諸問題について」と題する講演を行っている。

同講演では、佐々木吉郎は、二系列主義、単位制度におけるポイント制と学生制の併用を提唱しつつ、「先般大学設置審議会の総会がございましたが、その席上、小林大学々術課長が、設置基準も時代に合わせ現在の要請に応じて改正すべきではないかと考えていると申されました。恐らく、近く、大学設置基準改正の委員会が設けられるかと思えます。そのときに当たりまして、一般教育そのものがまた問題になると思いますが、皆さんが活発に御議論下さって益々建設的意見をお出し頂けるならば幸と存じます」と述べている。⁵¹

佐々木吉郎が述べていた一般教育の目的を達成するための課程とは、

一九五八年八月二五日に開催された第二二三回大学基準協会議事抄録「2 学部学科について」の事項における学習課程であった。佐々木吉郎は、大学基準協会一般教育研究委員会長として同講演を行っている。大学基準協会ではその直後である一九六一年一月二五日に、一九五九年九月一日以来、開催されなかった大学基準協会一般教育委員会における会議が再開されている。⁵³⁾

しかし一九六五年六月五日から六月六日にかけて神戸商船大学において開催された近畿地区大学一般教育研究会第31回研究協議会総会講演「大学設置基準の改善要領について」の講師であった同志社大学学長・上野直蔵は、「大学基準等研究協議会と大学基準協会の関係は、大学基準協会と文部省とのつながりがないもの、委員は昭和29年に任命された者と変わっており、大学基準等研究協議会答申と大学基準協会の意見は、大学基準協会が研究、協議した事柄について委員会を構成し、これを協議しているが、その意見が取り入れたり、取り入れられなかつたりしているのが現状である」と回答している。⁵⁴⁾

近畿地区大学一般教育研究会第31回研究協議会総会講演当時の上野直蔵は、大学基準協会一般教育研究委員会委員長と大学基準協会単位制度研究分科会委員長であった。

大学設置審議会の半数は、大学基準協会の推薦によって選出される。佐々木吉郎に関していえば、答申「大学設置基準の改善要領について」には大学設置審議会副会長としても関与しており、大学基準協会では一九五九年度以降、大学基準協会基準委員会委員長も歴任している。

一九六四年二月一日に開催された大学基準協会第一回基準委員会の議事抄録には、中央教育審議会答申「大学教育の改善について」の字句解釈と答申の要望事項について触れた討議の意見のなかに「今後、一般教育と基礎教育を区別した基準を考えて案を作つて見てはどうか」という意見があったという記録も存在する。⁵⁵⁾

前述したように、「全国集会」開催要求にしても、第8回東北・北海道地区大学一般教育研究会全体会議講演において佐々木吉郎が行った提案であった「大学一般教育研究十周年全国大会」に溯られる。その際、佐々木吉郎は、一般教育科目の総単位化の見解を紹介した上で、教育内容よりも教授法の改善を提唱していた。⁵⁶⁾

国立大学協会における一般教育関連の特別委員会の設置経緯にしても、一般教育そのものに関する研究が優っていたものの、最終的には大学設置基準全般が優るようになった。これには、一九六四年度以降、いわゆる委員会から昇格した教養部の予算が低かったことも見逃せなかつたにせよ、中国・四国地区大学一般教育研究会における動向は、大学設置審議会が一旦、国立大学教養部制度化要求の動向をうかがっていたとも言わざるを得なかつた。「全国集会」開催要求の背景にあった一般教育導入十年を契機にした見直しは、大学設置審議会大学設置基準に関する連絡協議会の審議の席上で出ていた事柄でもあった。「大学一般教育研究会全国連合会」の立ち消えと同一線上に位置づけられる点では、「全国集会」開催要求の不成功は、大学設置審議会と大学基準協会の構造に起因している。しかしながら、大学設置審議会は、一九五一年度の時点では、一般教育担当者の業績に一般教育研究集会

における研究発表も含めることを検討していた。⁵⁷⁾その考察は、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の不成立に関する考察というべき性質をもっている。

「全国集会」に関する動向は、東北・北海道地区大学一般教育研究会においても確認される。東北・北海道地区大学一般教育研究会における動向は、民主教育協会「大学教育研究セミナー」との共催として企画が採択され、一九六一年度から一九六三年度にかけて民主教育協会や近畿地区大学一般教育研究会、国立五大学教養（学）部長会議などの公式、非公式の折衝が行われた。⁵⁸⁾

東北・北海道地区大学一般教育研究会における動向は最終的には研究会改革問題の一環として取り扱われ、一九六三年度には不成功に終わった。それは、文部省共催による研究会の運営方式も影響していたが、「全国集会」が研究発表会形式になったことも影響していた。このことにもうかがえるように、この期間は、いわゆる一般教育に関する教育学的研究が芽生えつつある期間でもあった。

大学基準協会所蔵資料『一般教育研究委員会 昭和32年―昭和38年』には、一九六一年一月三〇日に民主教育協会事務局会議室において開催される「『大学における一般教育』についての留学研究報告会」がある。不参加の「『大学における一般教育』」についての留学研究報告会「あんない」が一九六一年一月一四日づけ発信で収録されている。大阪大学・扇谷尚が行った留学研究報告は、一九六〇年度に第四回IDEE海外派遣留学者として行った欧米諸大学における一般教育実施形態の視察、及び研究成果であり、翌一九六二年七月二〇日にIDEE教育資料第三三集扇谷尚著『アメリカの諸大学における一般教育』として出版

される。

扇谷尚は、一九五五年度の大阪大学文学部教育技術学講座助教授就任後、民主教育協会近畿支部の活動を一人で行っていた。⁶⁰⁾その関係もあり、一九六一年六月一〇日から六月一日にかけて和歌山大学文学部において開催された近畿地区大学一般教育研究会第23回研究会総会講演講師に招聘された。これを契機にして、扇谷尚は近畿地区大学一般教育研究会にも関与するようになり、一九六六年度には地区委員制度・専門委員制度に新たに設けられた一般教育専門委員に就任する。近畿地区大学一般教育研究会専門委員就任は結果的には、扇谷尚の一般教育学会初代会長選出にもつながった。⁶¹⁾

近畿地区大学一般教育研究会では、一九六八年一月三十一日、大学一般教育研究の展望の会刊行会編『近畿地区大学一般教育研究会報告集 大学一般教育の展望』を刊行する。扇谷尚は、同編著における自由公募論文においても「一般教育の日米比較」を寄稿し、「日本の大学は、自由学芸教育の伝統にかけていたため、一般教育を自由教育の中核部分として理解することができず、従来の専門教育に一般教育をつけたせよいと単純に考えていたところに誤謬があった」ことを指摘している。⁶²⁾

この指摘は、一般教育と専門教育の結合であるが、わが国における自由学芸教育の伝統の欠如にも言及している。その意味では、一九七九年二月八日にわが国最初の一般教育研究に関する全国的組織として設立された一般教育学会の英文名称の基礎である Liberal and General Education が意味する「自由教育 (Liberal Education)

の的土壤が伴われてこそ「一般教育と専門教育は結合する」にほかならない。⁶³⁾

Liberal and General Education は、扇谷尚における発達支援に基づく一般教育観と大概念である変動的社会における文化的再統合との有機的関連性はもとより、社会改良の範囲から生ずる教育課程編成論と応用社会学としての教育社会学 (educational sociology) の内面的関連性を示唆している。⁶⁴⁾

既に述べたように、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、一般教育研究に関する全国的組織の設立経緯でもある。扇谷尚に関しても、一九六四年度には国立大学協会第五常置委員会専門委員を歴任し、少し遅れた一九七二年度には広島大学教育研究センター客員研究員に就任していた。

一般教育学会の英文名称である Liberal and General Education Society of Japan は、大学教育学会においても英文名称に継承され、今日に至っている。その意味では、前述した大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関する考察は、一般教育そのものに関する研究が規範科学的側面と政策科学的側面の双方を含むようになってきた観点から考察される必要性をうかがわせている。そこからは、さらに次の二点が指摘できる。

第一に、大学一般教育研究会に関しては、大学基準・大学設置基準の運用と解釈に関する研究が期待されていた。大学一般教育研究会地区研究会の結成が本格化したのは一九五一年度であった。一九五一年度は、自然科学系列における文科系・理科系共通の一本立てから文科

系と理科系双方の教育内容をわけ、いわゆる二本立てが容認された年度であった。⁶⁵⁾

しかしそれは一九五一年六月二日に行われた大学基準協会「大学基準」改訂における「一般教養科目」から「一般教育科目」への統一後の動向でもあった。

「大学一般教育研究会設立趣意書」が作成された一九五〇年度には、文部省から「新制大学における一般教養と専門教養の連絡／新制大学における一般教養と専門教養の履修」が配布されている。⁶⁶⁾ 「一般教養科目」から「一般教育科目」への統一は、一般教育が、「一般教養科目とは社会科学人文科学及び自然科学に属する科目であつて学生の一一般教育のために設けられた科目」、すなわち広領域カリキュラムの中核原理 (broad field curriculum) から科目としての展開を余儀なくされたことを意味する。前述した一般教養科目に関する定義は、一九四七年五月末に作成されたと推定される大学設立基準制定協議会工学部会における講座と講義科目の関係の際に C I E との関連性から要請された「用語の定義(案)」において用いられていた。⁶⁷⁾ 「用語の定義(案)」作成の要望を出したのは、東京帝国大学第一工学部長であった亀山直人であったが、亀山直人は一九五一年二月一〇日には日本学生術会議会長として大学設置審議会会長、東京工業大学学長・和田小六から照会のあった四種類の学位の称号に対して反対意見を表明していた。⁶⁸⁾

大学設置審議会会長が行った学士号の種別に対する照会に関して、一九五一年二月一四日には国立大学協会会長からも「學士號の種

別について」が、一九五一年二月一日には大学基準協会会長からも「學士號についての大學設置審議會への回答」が、それぞれ提出されている。⁶⁹ そのうち、前者である国立大学協会会長による「學士號の種類について」における「否」は、新制大学における一般教養を過大に重視したことに對する批判であった。

前述した一九七〇年八月三十一日に実施された省令大学設置基準の一部改正の際、文部次官・村山松雄は、「設置基準の改正なら二段階でも法律改正の前にもやっていきます」と発言している。しかしこれは、一九六二年一〇月九日から一〇月一〇日にかけて室蘭工業大学において開催された第12回東北・北海道地区大学一般教育研究会全体会議講演「一般教育について」において行っていた発言であった。⁷⁰

前述したように、各大学における一般教育研究委員会は、大学管理法のなかに含まれるものとして構想されていた。四種類の学位の称号は、一般教育に関する法制上の保証でもあり、大学一般教育研究会における研究協議の前提として位置づけられる性質ももっている。事実、一九五四年五月四日に明治大学大学院において開催された第四回大学基準協会一般教育研究会議では、学士号がその頭に細分化された修飾語をつけるのは望ましくないという意見も出されていた。⁷¹ 大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の不成立は、大学基準協会と国立大学協会、それぞれの推進者において限界を伴った企画であった。第二に、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の基盤は、地区研究会相互間における自主的な大同団結である。しかし地区研究会相互間の世話役であった関東地区大学一般教育研究会は、

一九五九年度には自然解消に至った。これに関しては、一九五七年度から一九六〇年度にかけて開催された日本私立大学連盟「一般教育研究集会」が加盟校のみであったものの、全国規模の研究集会として開催されたことが指摘されている。⁷²

しかしながら関東地区大学一般教育研究会委員長であった中央大学・五十嵐喬は一九五四年度当時、日本私立大学連盟「一般教育研究集会」運営委員と共に、大学基準協会一般教育研究委員会委員でもあった。後者に関しては、一九六三年六月一日設置、一九六七年六月六日廃止の大学基準協会一般教育研究会委員まで歴任している。

第12回東北・北海道地区大学一般教育研究会総会における室蘭工業大学・勝木喜一郎による近畿地区大学一般教育研究会第25回研究協議会オプザーバー参加に関する報告には、「東京地区の研究會が開かれた場合、これを全国集會として読み替えることは反対であるという意見もあった」ことが述べられている。⁷³ 中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会総会では、「いちばんやつていないのは、関東地区ですよ。相互の連絡をとつてみるとおもしろいと思う。また、その必要があると思う。全国集會を開くと文部省に要求したのは、一つは一番中心にならなければならぬ関東方面が、一番熱がないんですから、それを刺激する意味からでもいいと思う」という古川尚雄の発言が記録されている。⁷⁴

もっとも、双方における対応の相違に関する記録は、時期が異なる。しかし既に述べたように、近畿地区大学一般教育研究会常任委員、京都大学・木村作治郎は一九五二年度の段階において、会則などの整備

よりも実際の研究協議に取り組む姿勢を通じて全国的組織化が実現すると述べていた。近畿地区大学一般教育研究会におけるコースプラン、教授法を中心とした研究協議は、この時期、関係者の評価を確立していた。しかし結成経緯と大学分布の相違もあり、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関してはほとんど関与が認められない。双方の記録は、関東地区大学一般教育研究会の自然解消が大学設置審議会の意向も垣間みられることはもとより、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の不成立が、近畿地区大学一般教育研究会と中国・四国地区大学一般教育研究会、双方における関東地区大学一般教育研究会の自然解消に対する対応の相違から生じていたことをうかがわせている。

しかしながら大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、地区研究会における刊行物の相互交換も伴っていた。前述の第四回大学基準協会一般教育研究会は、関東地区大学一般教育研究会役員会と関連していた。一般教育概念の交換からする限り、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の不成立は、各地区大学一般教育研究会の後遺症を残した⁷⁵。

おわりに

本論文では、「大学一般教育研究会全国連合会」の立ち消え以降、中国・四国地区大学一般教育研究会における「全国集会」開催要求に関する経緯を中心に取り上げた上で、考察を試みた。中国・四国地区

大学一般教育研究会における動向は、国立大学協会との連携性や文部省大学学術局大学課が中央教育審議会答申「大学教育の改善について」の実現に向けて具体化しつつあった動向でもあった。

そこからは、①中央教育審議会答申「大学教育の改善について」が先覚的な答申と必ずしも言い切れないこと、②いわゆる第三次大学管理法のその後の経緯が大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の経緯にも手掛かりが存在すること、③国立大学における教養部制度化が文部省主導ではなかったとされてきた従来からの見解が大学一般教育研究会に与えられた要望書提出機能にも一因があったこと、などを示唆している。

森戸辰男と皇至道、羽白幸雄らの「全国集会」に関する記録からする限り、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、広島大学教養部史にかかわっており、広島大学総合科学部、広島大学高等教育研究開発センター、あるいは日本高等教育学会の事実上の前史として位置づけられる性質をもっている。

しかし中国・四国地区大学一般教育研究会評議会における皇至道の発言からする限り、一九七七年四月二八日の国立学校設置法一部改正により実現した一般教育主事法制化は、文部省大学学術局内部に容認する土壌の上に成立した法制化でもあったことを示唆している。大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、一般教育学会／大学教育学会における前史として位置づけられる。

一九八七年度に設置された大学審議会への対応として一般教育学会では一九八八年度から一九九一年度にかけて大学審議会大学教育部会

に意見書を提出するが、大学審議会大学教育部会は、井内慶次郎も委員の一人であった。それは、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化とも関連づけながら一般教育学会設立経緯に関する考察が行われる必要性を示唆している。一般教育学会設立経緯に関する考察は、いずれ行うこととしたい。

注

- (1) 財団法人大学基準協会事務局「第一回基準委員会議事抄録」大学基準協会所蔵資料『5-15 基準委員会 昭和34年4月21日』
- (2) 竹本貞之「一般教育研究会全国集会を持つことに対する対策」『第11回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』一四頁、一九六二年。
- (3) たとえば、東北・北海道地区大学一般教育研究会「全体会議」『第8回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』頁、一九五九年参照。
- (4) 国立大学協会「6、一般教育に関する報告の帰結と要望」国立大学協会『大学における一般教育について』二二頁、一九六三年。
- (5) 中国・四国地区大学一般教育研究会「3、会長あいさつ」『中国・四国地区大学一般教育研究会 第9回研究協議会議事録』四～五頁、一九六二年。なお、森戸辰男が当日行った講演は、同議事録のなかには収録されていない。
- (6) 文部省『昭和31年度一般教育研究会集記録』群馬大学、二六頁、一九五七年。
- (7) 杉山逸男「一般教育の出发点から」『一般教育学会誌』第4巻第2号、二〇頁、一九八二年。
- (8) 中央教育審議会「大学教育の改善について（中間報告）教育要望の件——大学の目的・性格について——」一九六一年、広島大学文書館 森戸辰男文庫MO004060101。
- (9) 中国・四国地区大学一般教育研究会「中国・四国地区大学一般教育研究会第四回研究協議会議事録」一七頁、一九五八年。
- (10) 金沢壽吉「一般教育の振興に就て」『第7回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』一七頁、一九五八年。
- (11) 文部省大学学術局大学視学官室「東北・北海道地区大学一般教育研究会」文部省大学学術局大学課『大学資料』第一八号、四五頁、一九六一年。なお、二〇一一年二月現在、『第10回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』の所在は、不明のままである。
- (12) 日本工業教育協会「第九年次大会」『工業教育』第9巻第2号、八六頁、一九六一年。
- (13) 大学基準協会五十五年史編さん室『大学基準協会五十五年史資料編』三三三～三三四頁、二〇〇五年。九州地区大学一般教育研究会「写九州地区大学一般教育研究会（委員長問田直幹）よりの科学技術教育に見合う一般教育の強化について善処かた要望の件」広島大学文書館森戸辰男文庫、MO004060700103。
- (14) 国立大学協会第一常置委員会「一般教育に関するアンケート（案）」に關しては、『會報』第十五号、二八～二九頁、国立大学協会、一九五八年。国立大学協会第二常置委員会「一般教育科目及び外国語科目解説大学数調」「国立大学一般教育科目解説科目数調」『會報』第十五号、四〇～五〇頁、一九五八年。
- (15) 羽田貴史・加藤博和・保坂雅子「中央教育審議会と大学改革」（高等

- 教育研究叢書55) 広島大学教育研究センター、五〇頁、一九九九年。
- (16) 春山順之輔「大学管理法作成の事業、経過について」中央教育審議会『大学管理法について』二頁、一九六一年。
- (17) 文部省「一般教育の重要視について」『森戸辰男昭和二十五年年度資料』広島大学文書館森戸辰男文庫、MO9010104、一九五〇年。文部省「大学管理法要試案に対する意見概要(昭和二十五年四月二〇日まで)に提出されたもの」『戦後教育史料収集委員会編『戦後教育史料』VI-47、一九六五年。
- (18) 国立大学協会役員会「大学管理法(案) 一九五三年四月六日」中央教育審議会『大学管理法について』一九六一年。
- (19) 中国・四国地区大学一般教育研究会「中国・四国地区大学一般教育研究会第9回研究協議会議事録」四六〜四七頁、一九六二年。
- (20) 中国・四国地区大学一般教育研究会「中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会議事録」三四〜三五頁、一九六三年。
- (21) 国立大学協会「2 第一常置委員会」『会報』第十八号、一〇頁、一九六〇年。
- (22) 国立大学協会「事業報告」『会報』第二十三号、一四頁、国立大学協会、一九六三年。
- (23) 森戸辰男「一般教育に関する講演会」神戸大学教養部編『一般教育調査資料学内講演集』第8号、一一〜一二頁、一九六三年。
- (24) 日米教育文化会議「文化及び教育の交流に関する第一回日米合同会議最終コミュニケーション」一九六二年、三頁、MO0070100100、広島大学文書館森戸辰男文庫所蔵。
- (25) 中谷健一「日米教育文化会議の成果」『日米フォーラム』第八巻第二号、四三頁、一九六二年。
- (26) 中国・四国地区大学一般教育研究会「中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会議事録」一六〜一七頁、一八頁、一九五四年。
- (27) 中国・四国地区大学一般教育研究会「中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会議事録」『中国・四国地区大学一般教育研究会第10回研究協議会議事録(付録)』一九六三年、参照。なお、一九五四年四月二八日に国際基督教大学において開催された関東地区大学一般教育研究会と国際基督教大学による「大学一般教育懇話会」、一九五八年秋から年末にかけての森戸辰男が行った欧米旅行、及び日米教育文化会議はいずれも、日米知的交流委員会の斡旋、招聘、講演によって行われている。日米教育文化会議については、森戸辰男「日米教育文化会議になにを期待するか」『民主教育協会誌IDE』第六号、二〜五頁、一九六二年。
- (28) 大学基準協会「事務局日誌」『会報』第四号、四六頁、大学基準協会、一九六三年。
- (29) 中国・四国地区大学一般教育研究会「第10回要望事項」大学基準協会所蔵資料『一般教育研究委員会 昭和32年〜38年』
- (30) 文部省大学学術局「国立大学教養部設置計画に関する書類の提出」文大第18号、008-00、6-8-164国立公文書館つくば分館。
- (31) 文部省大学学術局「工(理)学部の改善充実について(通知)」文大第101平成18 061100、国立公文書館、二〇〇六年。文部省大学学術局「理学部の改善充実について(通知)」文大第101平成18 0614008、国立公文書館、二〇〇六年。
- (32) 国立大学協会「会報」第二四号、二頁、国立大学協会、一九六三年。

- (33) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会評議会』一頁、一九六四年。
- (34) たとえば、中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会評議会』三頁、一九六四年。総合コースの事例として披露されたコースは、中川・岩佐・森田・三追「徒然草」研究、石井（法学）・山田（政治学）「法学・政治学の総合コース計画（通年授業）」『自然科学概論実施案』である。
- (35) 皇至道「一般教育の歴史的意義」『中国・四国地区大学一般教育研究会第11回研究協議会議事録』五四〜六〇頁、一九六四年。ちなみに、一九五五年五月一八日に開催された日本教育大学協会 昭和三〇年度総会では、皇至道は、「一般教育の三六単位は非常に形骸化している。一度検討されたい」と発言している。「昭和30年度総会」『会報』第七号、一四頁、日本教育大学協会、一九五五年。
- (36) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会評議会』一〜二頁、一九六四年。
- (37) 国立大学協会「1 役員会議事要録」『会報』第二十四号、二頁、国立大学協会、一九六三年。
- (38) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会議事要録』一五頁、一九六五年。
- (39) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第12回研究協議会議事要録』三八頁、一九六五年。
- (40) 国立大学協会「11 一般教育特別委員会議事要録」『会報』第二十六号、国立大学協会、一八頁、一九六四年。
- (41) 大学一般教育研究会を学会とみる見解については、東北・北海道地区大学一般教育研究会「総会議事」『第12回東北・北海道地区大学一般教育研究会』八頁、一九六三年参照。
- (42) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第11回議事要録』九頁、一九六四年。井内慶次郎自身による文部省大学学術局大学課長時代の回顧については、井内慶次郎「広島大学の思い出」『広島大学史紀要』第四号、二四〜二七頁、二〇〇二年参照。
- (43) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第13回研究協議会議事要録』一九六六年、参照。
- (44) 中国四国地区国立大学学長会議「B要望書」2、中国四国地区国立大学学長会議要望書『会報』第37号、六一〜六二頁、国立大学協会、一九六七年。
- (45) 国立大学協会「28 第1回大学設置基準特別委員会議事要録」『会報』第29号、三三頁、一九六五年。
- (46) 黒羽亮一「大学設置基準の改正と大学改革」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』一四八頁〜一四九頁、東京大学出版会、一九七七年。
- (47) 黒羽亮一「設置基準の改正と大学改革」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』一五五〜一五六頁、東京大学出版会、一九七七年。
- (48) 丹生久吉「東海地区大学一般教育研究会—56年度研究大会報告—」『一般教育学会誌』第4巻第1号、九八〜九九頁、一九八二年参照。
- (49) 東海北陸地区国立大学学長会議「B要望書」1、東海北陸地区国立大学学長会議要望書『会報』第37号、六一頁、国立大学協会、一九六七年。
- (50) 国立大学協会「11 一般教育特別委員会議事要録」『会報』第二十六号、一八頁、国立大学協会、一九六四年。

- (51) 佐々木吉郎「一般教育に関する諸問題について」『第11回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』八頁、一九六二年。
- (52) 大学基準協会事務局「第一二三回基準委員会議事抄録」大学基準協会所蔵資料『5-15 昭和34年4月21日』
- (53) 大学基準協会五十五年史編さん室「大学基準協会五十五年史(通史編)四五七頁、二〇〇五年。
- (54) 上野直蔵「大学設置基準の改善要領について」近畿地区大学一般教育研究会『近畿地区大学一般教育研究会第31回研究協議会記録集』七頁、一九六五年。
- (55) 財団法人大学基準協会「大学基準協会第一回基準委員会議事抄録」大学基準協会所蔵資料『5-16 基準委員会』。
- (56) 東北・北海道地区大学一般教育研究会「講演に対する質疑応答」『第8回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』二七頁、一九五九年。
- (57) 志津木敬「大学一般教育研究会における全国的組織化に関する考察(その1)——『大学一般教育研究会全国連合会』発足まで——」『広島大学文書館紀要』第一号、二五頁、二〇一〇年。
- (58) 東北・北海道地区大学一般教育研究会における動向に関しては、志津木敬「大学一般教育研究会の『全国集会』について——国立大学教養部法制化の影響——」『大学教育学会誌』第30巻第1号、一〇九〜一一七頁、二〇〇八年参照。たとえば、同時期における近畿地区大学一般教育研究会の研究協議会の状況は、木村作治郎「近畿地区の大学における一般教育の現状」『コナントセミナー資料No.2』四頁、民主教育協会、一九六一年参照。「全国集会」に関する東北・北海道地区大学一般教育研究会側との記録の相違に関しては、二〇一一年二月、京都大学名誉教授・岡本一は、「木村作治郎さんは気に食わない雰囲気があると言いくめることがあった」と証言している。これに関連すれば、「宮崎務局長」は、正しくは「事務局長ミヤザキヒロシ」である。二〇一一年一月、元民主教育協会・青木道子の証言。
- (59) 民主教育協会「大学における一般教育」についての留学研究報告(こあんない)「大学基準協会所蔵資料」一般教育研究委員会 昭和32-38年
- (60) 二〇〇四年三月、大阪薫英女子短期大学／大阪人間科学大学学長、大阪大学名誉教授・扇谷尚の証言。
- (61) 扇谷尚の初代「一般教育学会会長選出に関しては、教養部関係者ではない人が一般教育学会会長に選出されることに関する疑問の声もあったという。二〇〇四年二月、三重大学名誉教授・丹生久吉の証言。
- (62) 扇谷尚「一般教育の日米比較」大学一般教育の展望の会刊行会編『近畿地区大学一般教育研究会報告集 大学一般教育の展望』七三頁、一九六八年。
- (63) 志津木敬「一般教育の歴史的総括を試みる(その4)」『大学教育学会誌』第30巻第2号、九三頁、二〇〇八年。
- (64) 京都大学大学院教育学研究科一九六一年度講義科目京都大学助教授・小田武による「教育課程研究」における「米国における一般教育」①ハーバード大学の一般教育 ②コロンビア大学の一般教育 ③シカゴ大学における一般教育」は、一般教育に関する教育学的研究が教育課程編成論に依拠する一例である。京都大学教育学部編『京都大学教育学部紀要Ⅷ』三二九頁、一九六二年。

- (65) たとえば、九州・四国・中国地区大学一般教育研究会『第1回九州・四国・中国地区大学一般教育研究会』大学基準協会所蔵資料『各地区一般教育研究会 昭和25年―昭和30年』、岡本一「自然科学部会における討議の流れ」大学一般教育の展望刊行会編『近畿地区大学一般教育研究会報告集 大学一般教育の展望』一六―一七頁、一九六八年参照。
- (66) 戦後教育史料収集委員会「新制大学における一般教養と専門教養の連絡／新制大学における一般教養と専門教養の履修」戦後教育史料収集委員会編『戦後教育史料』VI-3、一九六五年。
- (67) 田中征男「三十五年史研究ノート 大学基準協会と『大学基準の成立』(中)『会報』第四十五号、一二〇―一二三頁、大学基準協会、一九八二年。同種の指摘は、杉山逸男「一般教育メモ」『一般教育学会誌』創刊号、七四頁、一九八〇年。
- (68) 亀山正人「学士号の種別について」戦後教育史料収集委員会編『戦後教育史料』VI-161、一九六五年。
- (69) 大学基準協会「学士号についての大基準協会の回答」『會報』(旧)十七号、一―二頁、大学基準協会、一九五一年。国立大学協会「4. 学士号の種別について」『會報』第二号、四〇―四一頁、国立大学協会、一九五一年。なお、大学設置審議会学位の称号に関する小委員会から照会があった四種類の学位の称号に関しては、戦後教育史料収集委員会編「学士号に関する小委員会報告書 82430(三)」戦後教育史料収集委員会編『戦後教育史料』VI-159、一九六五年。
- (70) 文部省「座談会 改正された一般教育」―広報資料―56新しい大学設置基準―一般教育―一八〇頁、一九七〇年。村山松雄「一般教育について」『第12回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』一―二二頁、一九六三年。
- (71) たとえば、九州・四国・中国地区大学一般教育研究会『第1回九州・四国・中国地区大学一般教育研究会議事録』一九五二年、大学基準協会所蔵資料『各地区一般教育研究会昭和25年―30年』参照。なお、一九五七年一月八日から九日にかけて徳島大学において開催された中国・四国地区一般教育担当学部長会議では、協議事項として「文理学部、学芸学部的一般教育を担当しなければならない法的根拠について(徳島大学学芸学部)」が提出されていた。中国・四国地区一般教育担当学部長会議「中国・四国地区大学一般教育担当学部長会議協議事項及び承合事項」二頁、広島大学文書館森戸辰男文庫、MO 04020600300。
- (72) 杉山逸男「日本における一般教育の過去・現在——研究集会の足跡」『大学の前身』八六頁、私学福祉研究所、一九七七年。
- (73) 東北・北海道地区大学一般教育研究会「他地区一般教育研究会の状況報告」『第12回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』八頁、一九六三年。
- (74) 中国・四国地区大学一般教育研究会「文部省その他への要望事項」『中国・四国地区大学一般教育研究会第一二回研究協議会議事録』三五頁、一九六五年。
- (75) 二〇〇五年六月、九州大学名誉教授・稲田朝次の証言。

(しづき たかし・広島大学文書館調査員)